



景観まちづくり計画



交野市

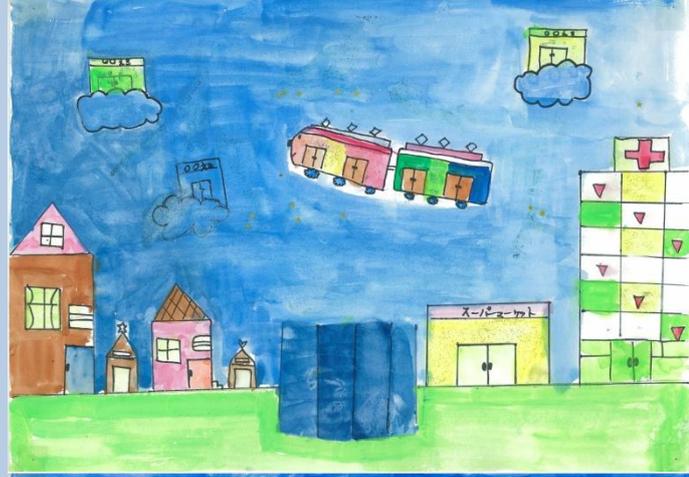
星のまち★かたの



交野市景観まちづくり計画 目次

第1章 景観まちづくりへ	1
1-1 景観まちづくり計画策定の背景	1
1-2 景観まちづくりとは	2
1-3 景観まちづくり計画の位置づけ	3
第2章 交野の景観の特徴と景観まちづくりの課題	4
2-1 景観のなりたちと特徴	4
2-2 景観の種類	18
2-3 景観まちづくりの課題	21
第3章 景観まちづくりの基本理念と基本方針	22
3-1 景観まちづくりの基本理念	22
3-2 景観まちづくりの基本方針	24
第4章 類型別の景観まちづくりの方針	25
4-1 山地・河川	25
4-2 田園・里山	26
4-3 集落地	27
4-4 拠点市街地（各駅周辺）	28
4-5 計画的住宅地	29
4-6 一般市街地	30
4-7 工業地	31
4-8 幹線道路沿道	32
第5章 景観まちづくりの推進	33
5-1 景観まちづくり推進の基本的な考え方	33
5-2 市民、事業者による景観まちづくりのすすめ	35
5-3 行政が進める景観まちづくり施策の枠組み	38
5-4 景観計画の区域	42
5-5 大規模建築物等の景観誘導	42
5-6 景観等形成重点地区の指定の方針	46
5-7 景観資源の保全と活用の方針	46
5-8 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する 物件の設置に関する方針.....	46
5-9 公共施設による景観形成	47

参考資料



景観まちづくりとは





第1章 景観まちづくりへ

1-1 景観まちづくり計画策定の背景

●変容しつつある景観

交野の景観は、生駒山系の山稜と裾野に広がる田園景観や住宅等の市街地景観がほどよく共存する自然の豊かさが特徴となっています。

第二京阪道路の整備後、沿道の市街地には新たな建物等の立地が進行するなど、まちの姿が変容しつつあります。また、沿道のまとまった農地については、道路整備の効果を活かした住宅地への転換を展望した計画的なまちづくりの検討が進められている地域もあり、これらの地域では将来的には景観が大きく変わることになります。

一方、幹線道路沿道の農地等の空間や駅前などでは、周辺の地域景観にそぐわない屋外広告物等による景観への悪影響も見られます。

さらに、今後は昭和40年代頃に開発された戸建て住宅地などで、空き家や空き地の増加などによる環境の悪化に伴う景観の変化が生じることも懸念されます。

●景観まちづくりに関するこれまでの取組

交野市では都市化の進展にともなう住宅地開発などにより、自然環境の喪失や市街地内における景観の混乱などの問題への懸念が高まったことから、平成11年に「交野市景観まちづくり条例¹⁾」(以下「条例」)を制定、翌年には「交野市景観まちづくり基本計画」(以下「基本計画」)を策定し、景観まちづくりの取組の枠組みを規定しました。その後、条例に基づき大規模建築物等の建築の際、届け出により景観まちづくりの誘導を進め、一定の成果を上げてきました。

一方、市民による主体的な活動については、条例に基づく景観まちづくり協定の認定が2地区にとどまるなど、機運の盛り上がりは十分とはいえない状況です。

●交野の景観まちづくり施策をとりまく状況

平成16年に景観法が制定され、これまで自主条例を根拠としていた景観まちづくり施策を法的なものとして位置づけることで強力的に推進していくことが可能となったことから、交野市は平成23年に景観行政団体²⁾になりました。平成23年に第四次交野市総合計画基本構想「みんなの“かたの”基本構想」を策定し、また同年には交野市都市計画マスタープランの改訂を行いました。

基本計画の策定から12年が経過し、近年の変容する景観や今後の新たな課題にも対応していくとともに、景観法を活用した効果的な景観施策の推進が求められます。このため、基本計画の内容を見直すとともに、景観法に基づく法定事項を含む新たな「交野市景観まちづくり計画」を策定することとしました。

¹⁾ 良好な都市景観を創出するとともに、市民との協働により景観まちづくりを進めていくこと目的として定めた条例。平成12年4月施行

²⁾ 景観法に基づき景観行政事務を行い、良好な景観の形成のための施策を推進する地方公共団体

1-2 景観まちづくりとは

(1) 私たちの暮らしと景観

自然を敬い、身の丈にあった暮らし方をしていたかつての暮らしの中では、特別に景観のことを意識しなくても、普通に生活している中から地域の風土にかなった景観が生み出されていました。しかし、現代は暮らしの中での自然やまちとの関わり方の形がかわり、普通に生活しているだけで地域らしい景観の阻害につながることも増えてきました。このため、景観を守り、よくしていくためには意識して景観形成に取り組んでいくことが必要になりました。

私たちの暮らし方がまちのあり方に影響し、逆に私たちの暮らし方はまちのあり方にも左右されます。まちのあり方がまちの空間を生み出し、それが目に見える形となって現れたものが景観です。まちとの関わりを意識しながら暮らしていくこと、そして景観をよくするために身近にできることから始め、取組を広げていくことが景観まちづくりです。私たちが暮らしとまち、あるいは暮らしと景観との関係に目を向けることが景観まちづくりの第一歩となります。

(2) 景観まちづくりの主体

景観はまちの中で活動するさまざまな人びとの営みによって生み出されるものであるため、まちに関わる一人ひとりが景観まちづくりの主体となります。景観まちづくりの主体を大きく分けると、生活者である市民、市内で事業を営んだり建築や開発などの事業を行う事業者、そして行政を担う市、府、国です。

交野らしい景観まちづくりの基本理念を共有した上で、立場の異なるそれぞれの主体が、それぞれの立場から景観形成に取り組んでいくことが求められます。

(3) 景観まちづくりの対象範囲

個人や企業などが所有する私的な空間のうち、道路や公園、河川などの公共的な空間に接する部分は多くの人の目に触れる部分であり、景観を構成する要素になっています。

このため、景観まちづくりでは公共的な空間とともに、これらに接する私的な空間をも対象とすることが必要になります。公共的な空間だけでなく、私的な空間であってもまちとの関わりを意識しながら、美しくしていく取組が景観まちづくりであるともいえます。

1-3 景観まちづくり計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

景観まちづくり計画は、交野市景観まちづくり条例に基づき景観まちづくりの基本的な目標及びその実現を図るための指針を示す計画として定めます。

また、景観法に基づく景観計画として、法定事項を規定しています。

(2) 計画の構成

景観まちづくり計画は以下の構成とします。

第1章 景観まちづくりへ

- 1-1 景観まちづくり計画策定の背景
- 1-2 景観まちづくりとは
- 1-3 景観まちづくり計画の位置づけ

第2章 交野の景観の特徴と景観まちづくりの課題

- 2-1 景観のなりたちと特徴
- 2-2 景観の種類
- 2-3 景観まちづくりの課題

第3章 景観まちづくりの基本理念と基本方針

- 3-1 景観まちづくりの基本理念
- 3-2 景観まちづくりの基本方針

第4章 類型別の景観まちづくりの方針

- | | |
|-----------------|------------|
| 4-1 山地・河川 | 4-5 計画的住宅地 |
| 4-2 田園・里山 | 4-6 一般市街地 |
| 4-3 集落地 | 4-7 工業地 |
| 4-4 拠点市街地（各駅周辺） | 4-8 幹線道路沿道 |

第5章 景観まちづくりの推進

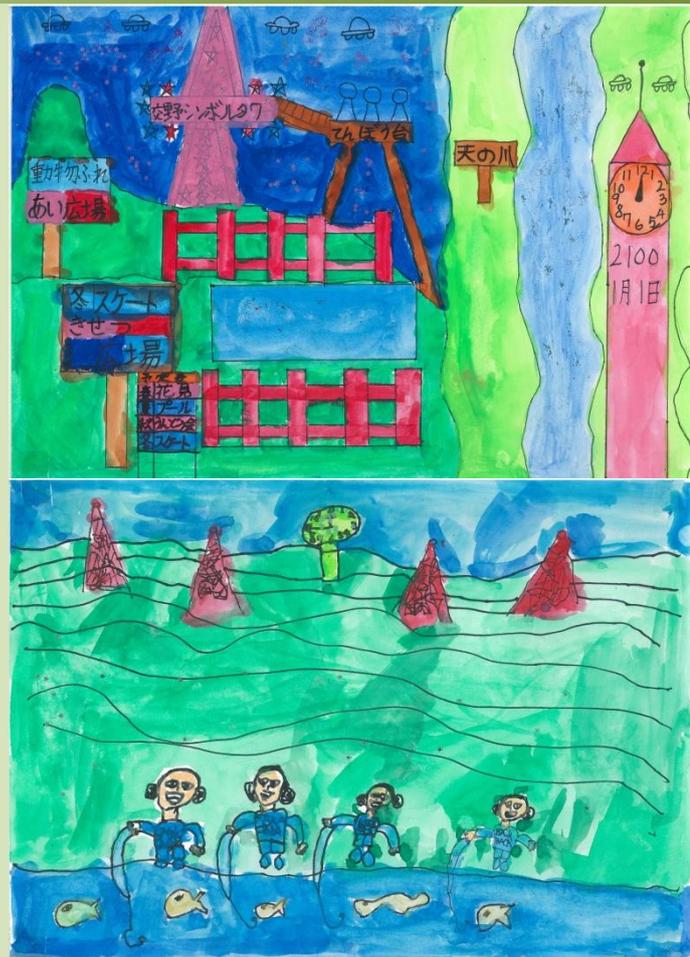
- 5-1 景観まちづくり推進の基本的な考え方
- 5-2 市民、事業者による景観まちづくりのすすめ
- 5-3 行政が進める景観まちづくり施策の枠組み

- 5-4 景観計画の区域
- 5-5 大規模建築物等の景観誘導
- 5-6 景観等形成重点地区の指定の方針
- 5-7 景観資源の保全と活用の方針
- 5-8 屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置に関する方針
- 5-9 公共施設による景観形成

景観法
法定事項



交野の景観を読み解く



第2章 交野の景観の特徴と景観まちづくりの課題

2-1 景観のなりたちと特徴

交野の景観のなりたちと特徴を、地形・自然、歴史、人々の営みの3つの観点から読み解きます。

(1) 地形・自然

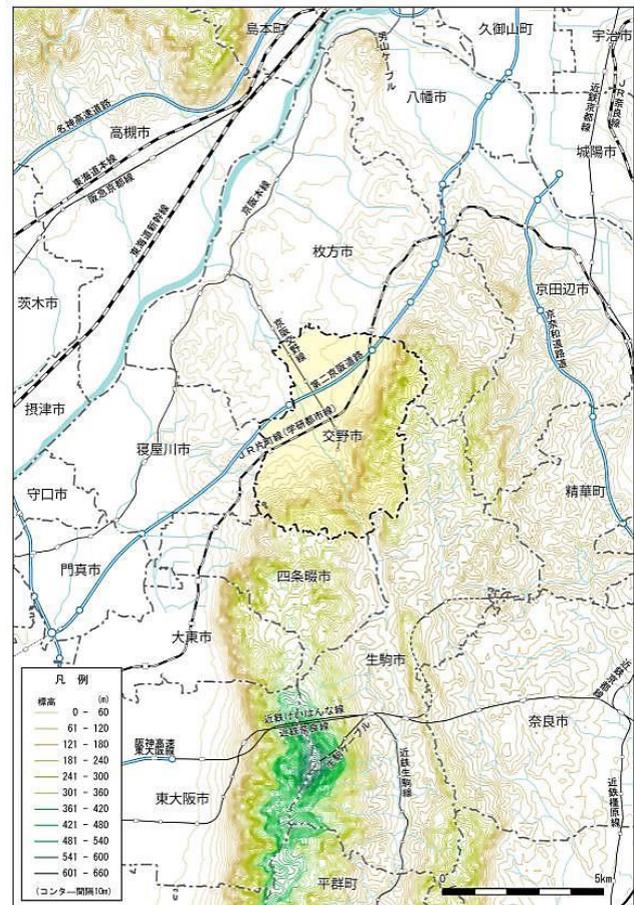
交野は山や川、渓谷のある、自然豊かな地です。これらは日々の生活の中で目にする身近な存在であると共に、交野の景観を形づくる骨格となっています。

1) 地勢

交野市は、大阪府と奈良県の県境に位置する都市です。生駒山地の北端にあたり、山地と平地の境界部でもあります。市内を流れる天野川は、本市の南側に位置する生駒市に端を発し、市域を北へ流れて枚方市を通り、淀川へ注いでいます。

鉄道は2路線が通っており、京阪電気鉄道交野線は、枚方市駅を経由して大阪市内および京都市内を結び、またJR片町線は大阪市内および奈良方面を結んでいます。第二京阪道路が開通し、交野北および交野南インターチェンジが市内に配置され、自動車による移動の利便性が格段に向上しました。

交野市周辺の地勢



2) 地形と自然

市域の東部には交野山が、南部には妙見山など生駒山地の山々があり、東側と南側が山に囲まれる地形となっています。北西方向に平地が広がり、市域の中央部を天野川が流れています。

平地と山地の境界は明瞭で、日常の生活の中で山の姿が視界に映りこみます。東側の山々は急な傾斜になっており、屏風のようにそびえ立つような印象を受けます。特に標高 341m の交野山は、そのシンボリックな山容から、山地の中でひととき存在感があります。一方で、南部の山々の斜面は比較的緩やかで、山麓では櫛歯状に市街化が進み、緑に包み込まれるように住宅地が存在しています。山地は見る場所と方向によって印象を変え、交野の景観の表情を豊かにする重要な背景の要素となっています。



上：田園越しに見る交野山をはじめとする山地（東西方向, 青山）
左：頂上が平らに見える竜王山（南北方向, 寺）
下：まちの中から見える交野山（東西方向, 市役所周辺）



また、山地の合間の谷が深いことも特徴的です。天野川は、上流部で磐船渓谷を刻み、陰影の美しい渓谷の美を誇っています。下流部では、平地を緩やかに流れる穏やかな川となり、うるおいの景観要素となっています。



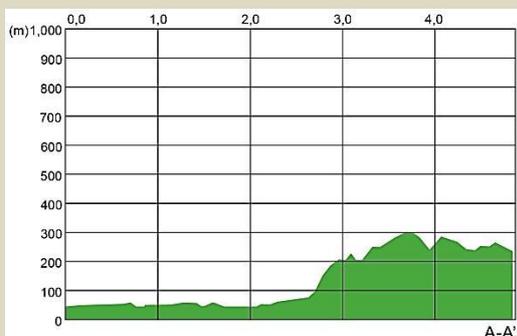
- ① 磐船渓谷(私市) ② 源氏滝(倉治)
- ③ 山麓にある住宅地から見える、北摂山系や淀川流域への眺望(妙見東)



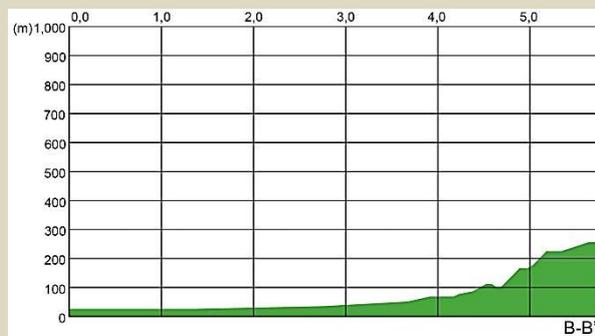
このように、山地や水辺を中心として豊かな自然が存在し、特に交野山や磐船渓谷、妙見山、源氏滝をはじめとする交野のシンボルともいえる自然スポットは、交野八景に定められ、市民にも大切にされています。

また、起伏に富んだ地形は、淀川流域に広がる平地や、淀川の北に位置する北摂山系への眺望を生み出しています。

<市域の断面図>

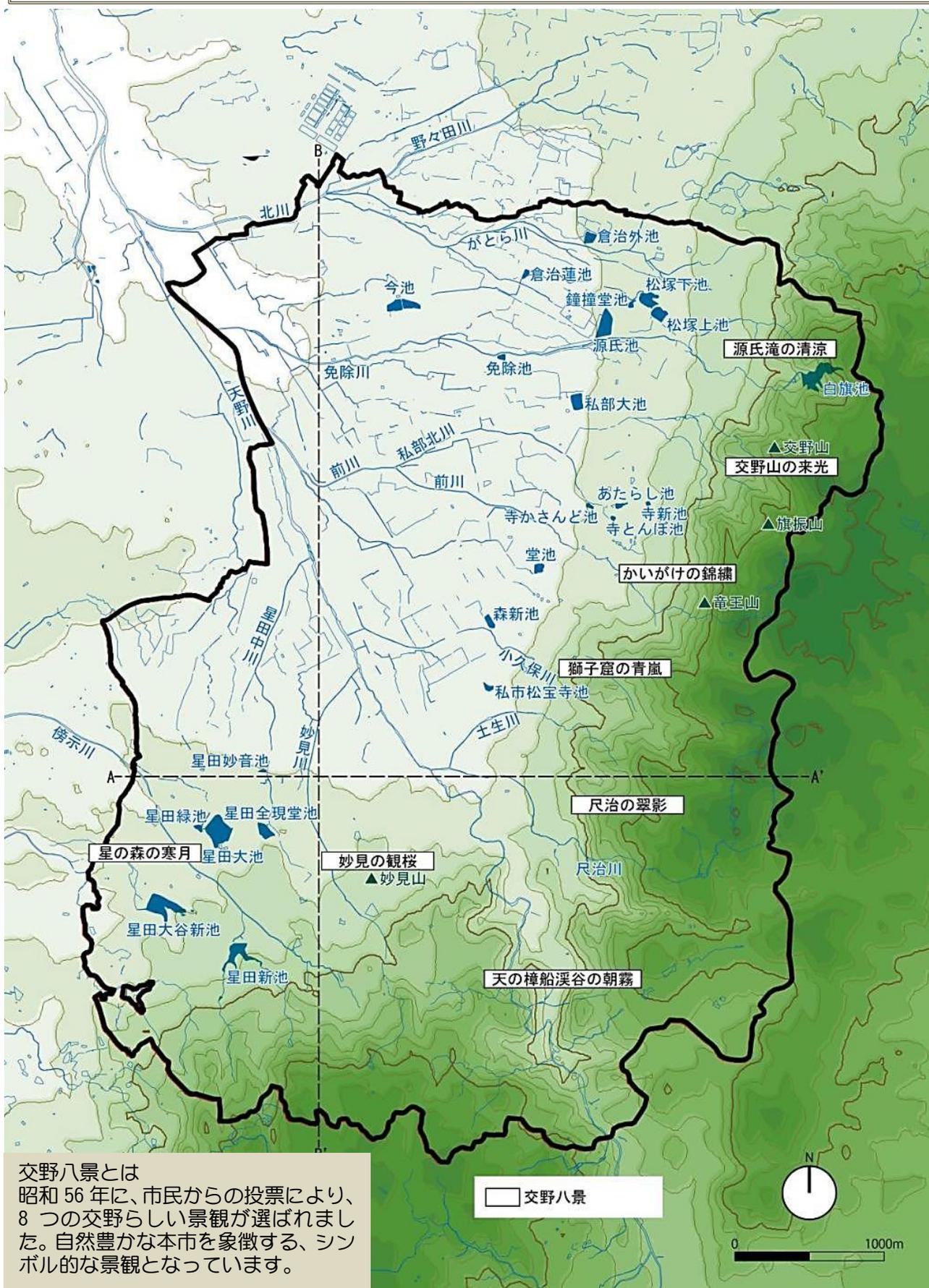


(東西方向)



(南北方向)

地形と交野八景



交野八景とは
昭和 56 年に、市民からの投票により、
8 つの交野らしい景観が選ばれました。
自然豊かな本市を象徴する、シン
ボリックな景観となっています。

(2) 歴史

豊かな実りをもたらす天野川と印象的な交野山を有する自然豊かな地「交野が原」は、多くの人に愛され、和歌の恰好の題材となり、いつしか七夕伝説をはじめとする数々の伝説と結び付けられるようになりました。

近世には街道沿いの集落が発展し、戦後は市街化が進んで現在の住宅地となりました。

1) 伝説を育む地、交野が原

○実り豊かな天野川流域一帯

弥生時代に稲作が行われ始めた時、天野川周辺に広がる低湿地帯は、種を落とすだけで米が実るありがたい地であったと言われており、数多くの遺跡が見つかっています。

天田神社由緒によれば、豊かな稲作地であるとたたえられたことから、田は「甘田」と呼ばれ、田を育む川は「甘野川」となり、このありがたい田の神を祀るため、「甘田(天田)神社」が建立されたとあります。

敏達天皇が在位していた6世紀前半には、この豊穡の地に、「私部」と呼ばれる皇后のために仕える役所が置かれました。その後、私部が置かれた場所自体を「私部」と呼ぶようになったのが、私部・私市の名前の由来とも言われています。



金丸又左衛門役地絵図

17世紀末頃に描かれた図。交野が原一帯が描かれている。交野山(上方の山)が大きく強調されている。その右手から流れるのが天野川。

○日出る交野山

交野はまた、機織りの盛んな地域でもありました。交野山を中心とした山麓の村々では、渡来人により技術が伝えられたという伝承があります。それを裏付けるように、交野・枚方にまたがる茄子作遺跡では、古墳時代から飛鳥時代にかけての機織り具が出土しています。

機織りの神様を御祭神としている機物神社からは、冬至の日になると、交野山の方向からの日の出を見ることができます。交野山の裏側に白い光の帯が浮き上がり、山を鮮やかに浮き立たせる神秘的な光景です。

交野山はその印象的な姿から、古くから地域のシンボルとなってきました。



天田神社（私市）



機物神社（倉治）

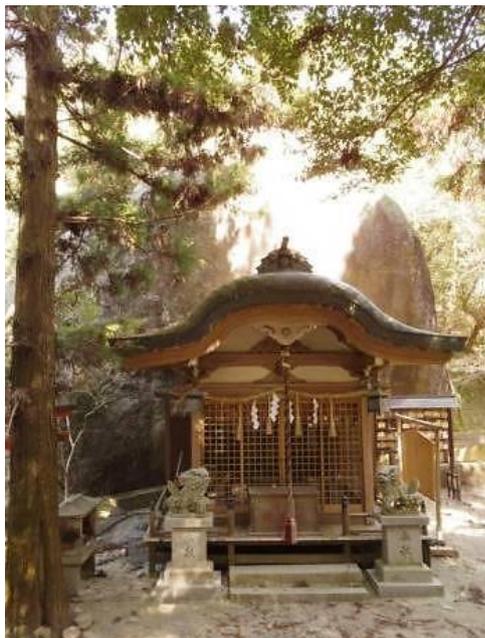
○和歌に詠まれ、七夕伝説の地に

天野川流域は交野が原と言い習わされ、白砂の広がる天野川と目を引きつける交野山のある、自然豊かな風光が広がっていました。その穏やかな風景は平安時代になると貴族たちに愛され、盛んに和歌に詠まれました。

天体を崇拜する思想が人々の間に広まったこともあり、和歌を愛する貴族たちが交野の美しい風景と七夕伝説を結びつけたとされています。伊勢物語には、交野が原の天野川を訪れたありわらのなりひら在原業平ときのありつね紀有常が詠んだ歌が収められており、当時この地に七夕伝説が定着していたことがうかがえます。

*狩りくらし棚機津女に宿からむ天の川原に我は来にけり
ひととせにひとたび来ます君待てば宿かす人もあらじとぞ思う*

古来より交野は、ものべ物部氏の先祖神・ニギハヤヒのみこと命が天上より天の磐船で地上に降臨したと言
い伝えられる地が天野川上流にあるように、伝説が息づく土地です。星田にはほしだみょうけんぐう星田妙見宮があり、
星降伝説が伝えられているなど、天の川伝説は今も地域の中に息づいています。



左：ニギハヤヒの命が磐船で降臨した地を祀る、磐船神社（私市）
右：星降伝説が伝えられる、星田妙見宮（星田）



星田村絵図（元禄10年絵図）

手前に流れる天野川のほとりに星田があり、集落の周りは田畑に囲まれている。山の麓には星田妙見の森が見える。

2) 市街化の経緯

本市を通過して生駒市へと続く磐船街道やかいがけの道、高野山へと続く東高野街道や山根街道が通っており、これらの街道沿いの集落やまちは、古来より通行する多くの人でにぎわいました。

土地利用をみると、市域には田園が広がっており、人々は集落とその周りに集中して暮らしていました。明治時代に鉄道が開通して

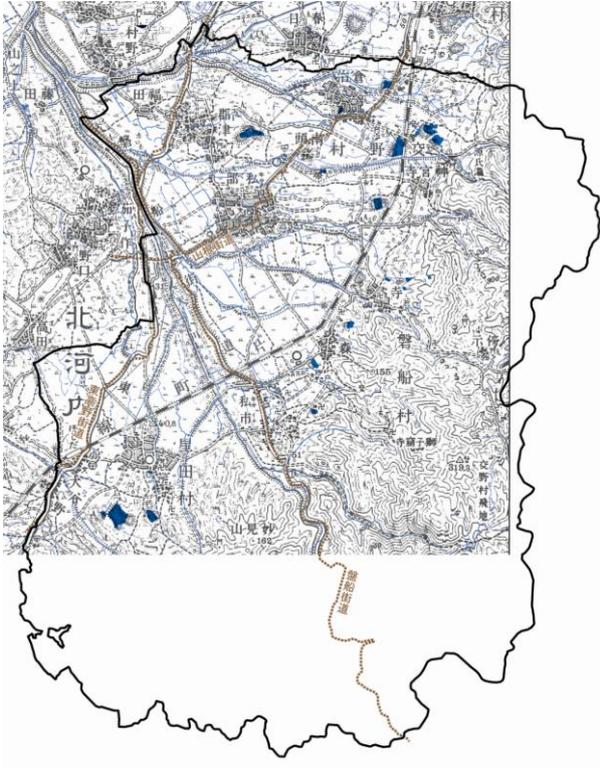


かいがけの道（寺）

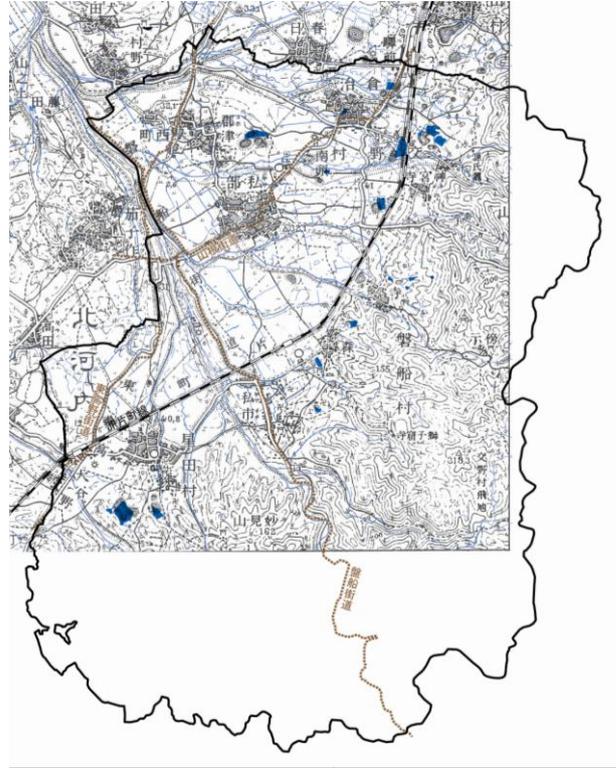
からも、大正時代、昭和初期にかけて、大きな変化はありませんでしたが、戦後になると田畑が市街化されていくとともに、高度経済成長期ごろには山麓に一定規模の計画的住宅地が開発されました。

こうして、古くからの集落と計画された住宅地、市街地とが共存する都市となっていきました。

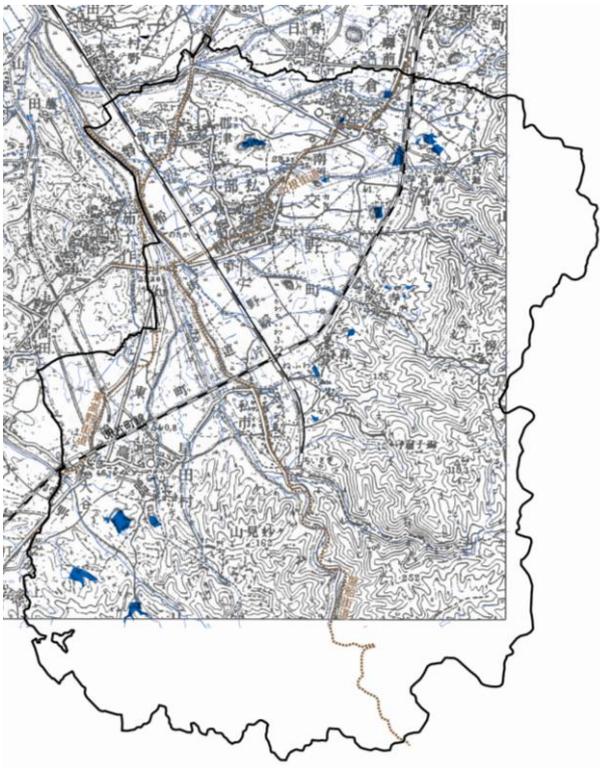
市街化の様子



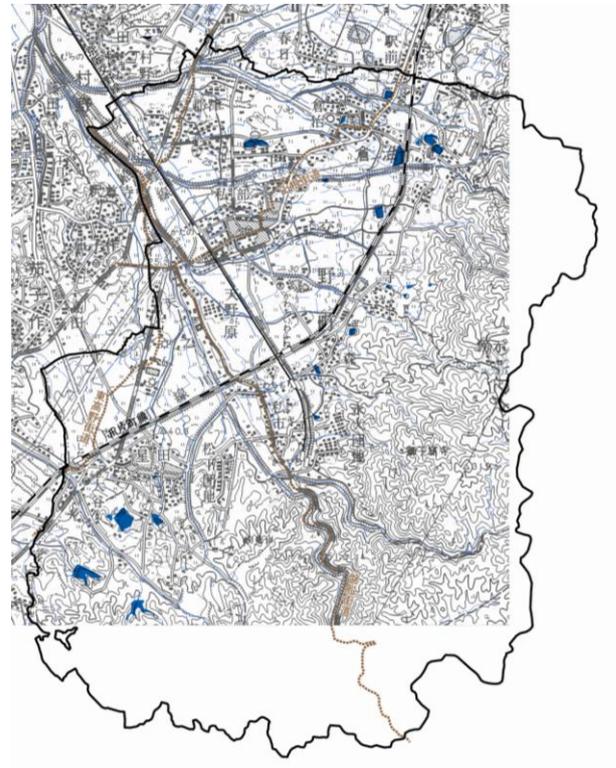
明治 42 年



大正 11 年

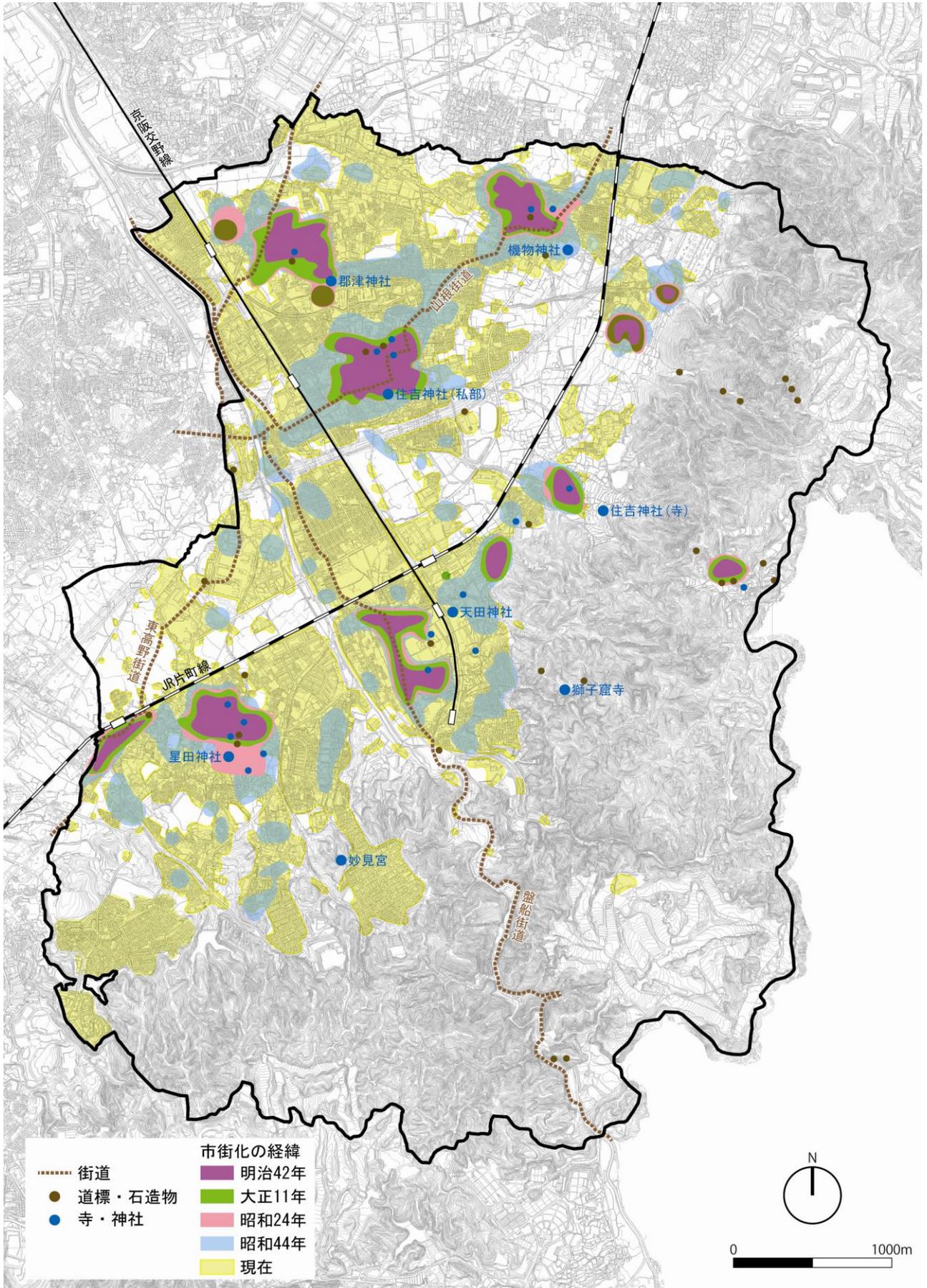


昭和 24 年



昭和 44 年

市街化の過程



(3) 人々の営み

日々の暮らしの景観や、働く姿や生業の景観、行事等の景観、移動する際の景観など、人々の営みが交野の多様な景観を生み出しています。

1) 暮らし

○住まい

交野の住宅地の特色として、昔ながらの趣を残す集落と、新たにつくられた住宅地が共存していることが挙げられ、これらはそれぞれに特徴的なまちなみを形成しています。

集落の多くは、弥生時代ごろから人が住みはじめた歴史ある村々で、現在もそのたたずまいが継承されています。



塀と門（倉治）

建物は近年更新されてきているものの、瓦屋根、板壁の建物が今もなお多く、窓の格子など伝統的な要素を目にすることができます。植栽や家木は大きく育ち、集落が経てきた年月を感じさせる要素となっています。

また、主屋が建て替わった敷地でも、門構えは往時からのものを残しているなど、集落に住む人のまちなみの継承への意識を垣間見ることができます。

山麓の集落では坂道が多く、各敷地には石積みが多く見られ、これに塀が組み合わされて特徴的な家並みが形成されています。

これらの集落では、長い年月を経てまちなみが形成されており、それらは住民どうしのつながりの中でまとまりのあるものになってきました。



石積みが見られる山麓の集落（寺）

一方、昭和中期以降に計画的に開発された住宅地では、直線的で幅の広い道路沿いに整然とした区画割の敷地が並び、建物の配置や植栽等に共通点のあるまちなみが形成されています。山麓を切り開いてつくられたものも多く、山地から平地への眺望を堪能できる場となっています。



整然と住宅が立ち並ぶまち(星田西)



緑が連続する住宅地(星田西)

○共有空間

集落の街路は細く複雑な形状の路地になっており、それに面して建物が建ち並んでいます。かぎ型の路地や辻など、昔からの集落の骨格が今も受け継がれ、また街道が通っていたことの名残として、辻には常夜灯が残されています。

集落では住民どうしによる共同生活を偲ばせる、水汲み場などが今も残っています。

計画的に開発された住宅地では、身近なところに小さな公園があり、近隣住民の手で維持管理が行われているものもあります。



①



②



③

- ① 辻の常夜灯(寺) ② 水汲み場(倉治)
③ 住民の手により管理されている星の池公園(妙見東)

2) 生業

○農業

交野では山地から流れ出る天野川等の川の恩恵を受け、古くから稲作が盛んに行われてきました。平地には田園が広がっている他、山麓ではなだらかな斜面に棚田が見られ、すぐ近くには里山が接しています。農業は交野の主要な産業として営まれ、田園景観が受け継がれてきました。

近年は自然とのふれあいや食への関心の高まりもあって、市内にある市民農園等で、農業を楽しむ人の姿も見られます。



上：集落の周りに広がる田（郡津）
下：棚田（寺）



交野市駅周辺の景観（私部）

○商業

交野市駅などの駅周辺などでは、通行する人が多いことから、商業店舗がまとまって立地しています。比較的鮮やかな色彩が広告物や看板に用いられており、目を引きつけています。また幹線道路沿道には、自動車による利用を前提とした比較的規模の大きい商業施設が立地しています。

3) 特別な日

○暮らしと関わる行事

古くから地域と密接に関わってきた社寺などでは、恒例の祭りが行われています。天田神社などでは境内の中をだんじりが曳かれ、コミュニティの姿を見ることができます。機物神社では、地域の力により復活した「七夕まつり」が行われています。

また季節ごとの恒例行事として、例えば天野川では鯉のぼりを掲げる活動が行われています。



鯉のぼりが掲げられる天野川（私市）

○まちの彩り

住宅地では、住民の手でまちに彩りを加えることで、自らが楽しみながら他の市民も楽しめるような活動が行われています。星田山手で12月に行われる「山ナリエ」では、近隣の住民がそれぞれの住宅を電飾で装い、夜の住宅地を素敵に演出しています。



山ナリエ（星田山手）

4) 自然との触れ合い

春になると、まちのあちらこちらで梅の花が咲き、まちに彩を添えます。川沿いには桜が咲き誇り、多くの市民が花を愛で、まちが迎える春を楽しみます。

天野川の上流部にあたる磐船溪谷は、夏でも涼しくさわやかで、溪谷を歩く人の姿や川辺で水と触れ合う人の姿が見られます。また市街地を流れる河川でも遊歩道等が整備されており、市民の憩いの場となっています。



①

- ① 川沿いの桜（妙見川）
- ② 遊歩道が整備された免除川（郡津）



②



③



④

- ③ 庭木や境内、空き地など、まちのあちらこちらで見られる梅（星田）
- ④ 清らかなせせらぎを楽しむことのできる磐船溪谷（私市）

5) まちづくり

○まちなみ

まとめて計画的に開発された住宅地の中には、良好な住環境を将来にわたって受け継いでいくため、地区計画等の制度を活用して、住民合意の上に一定のルールが定められている住宅地があります。比較的大きな敷地が残っており、植栽の豊かな緑が育まれ家並みもそろった、潤いのある落ち着いた景観が形成されています。



左：地区計画を定め緑豊かな景観づくりに取り組む住宅地（松塚）
右：建築協定による景観づくりに取り組む住宅地（星田西）

○潤いづくり

市内の様々な場所で、身近にある交野の景観をより良いものにしていくため、市民による緑化や自然保護などの活動が行われています。

沿道では、近隣住民や地域活動団体、沿道の事業所による緑化活動が実施されています。

里山ではボランティアグループにより保全活動が展開され、天野川では市民により清掃活動が行われるなど、豊かな自然を守る取組が行われています。

南星台の住宅地周辺では、花壇の管理などに加え、ビオトープ³づくりが近隣住民の手により行われており、ホタルが放たれています。土生川が流れる私市山手でも、ゲンジボタルが育てられ、ホタルの乱舞を見ることができます。清らかな流れとともに夏を彩る風物詩となっています。



住民によってつくられたビオトープ（南星台）



沿道での花育ての様子（星田山手）

³ さまざまな野生生物の生息・生育空間

2-2 景観の種類

交野の景観は8つの類型に分けられ、次のような特徴と課題があります。

(1) 山地・河川

- ・交野の約半分を占める山地部は、交野山などがある生駒山系の急峻な斜面で、平地部からの眺望において緑の塊として都市景観の背景となっています。
- ・天野川は、上流部には磐船渓谷などの景勝地があります。下流に至るにつれて無機質な景観となっているところも見られます。
- ・憩いの場や潤いの景観要素となっている山地や河川を大切に思う市民の意識を、さらに育んでいくことが求められます。

(2) 田園・里山

- ・山麓から平地部にかけてまとまりのある農地が広がり、市域北東部の山麓では果樹栽培、中央部の山麓では田畑と集落・ため池が、山なみと一体となって交野らしい田園景観を形成しています。
- ・田園景観は、交野の重要な景観として市民に認識されていますが、小規模な開発による宅地化が田園の周辺で進みつつあり、生業の風景の継承が課題となっています。

(3) 集落地

- ・昔の風情を今に伝える古くからの集落が点在しており、人間的なスケール感をもつ街路や家なみ、社寺等が特徴的な景観を形成しています。磐船街道、東高野街道、山根街道などの街道沿いには、歴史を感じさせる道標や地蔵など石造物が今も残っています。
- ・このような地域の伝統や生活文化を、日々の暮らしの中でどのように継承していくのが課題となっています。

(4) 拠点市街地（各駅周辺）

- ・鉄道駅や公共施設が立地する拠点的な場所の周辺は、多くの市民が利用する空間であり、都市の顔ともいえる場所です。
- ・特に鉄道駅周辺では商業施設の立地が見られ、屋外広告物の掲出による景観の混乱が散見されます。まちの顔としての、シンボル性のある良好な景観形成が課題となっています。

(5) 計画的住宅地

- ・昭和 40 年代から大規模な住宅地開発が進んだ結果、山麓を中心に多くの住宅地が分布しています。整然としたまちなみが形成されており、中には地区計画や建築協定を自主的に定めることにより良好な環境が維持されているところもあります。
- ・開発されてから一定の年月が経過していることから、今後は建替えが進むことが想定され、その際には、景観への配慮が重要です。また、今後は居住者の高齢化に伴う空き地、空き家の増加などの問題への対応が課題となります。

(6) 一般市街地

- ・低層の住宅が主な構成要素で、小規模な戸建住宅開発も散見されますが、近年は共同住宅の立地も見られます。
- ・市民にとって身近な生活と交流の空間であり、住民による主体的な景観まちづくりが求められます。

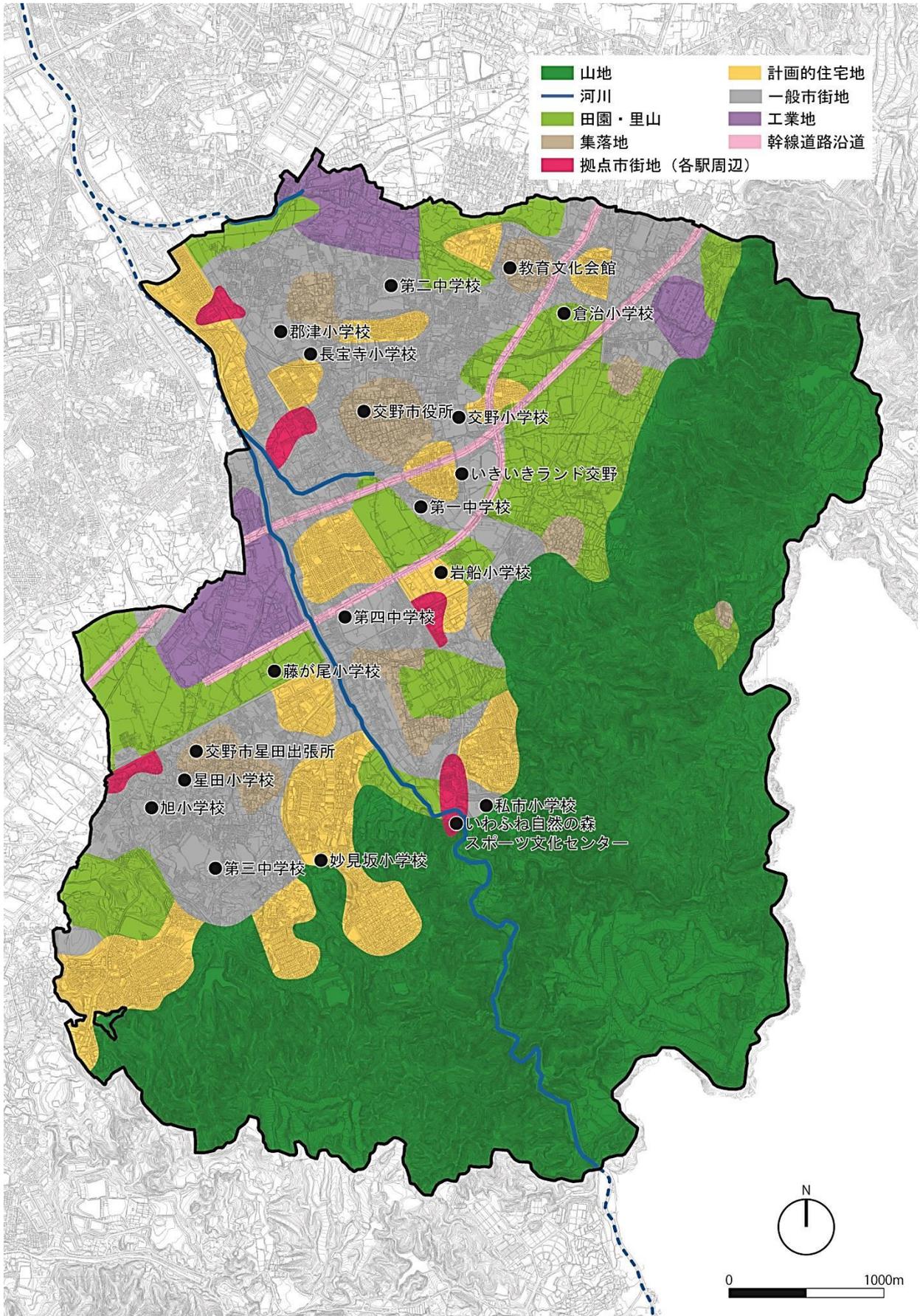
(7) 工業地

- ・市域西部と北部にまとまって工場が立地しています。西部は工業のために計画的に開発された地域で、比較的規模の大きい工場が整然と並んでいます。北部は、計画的および自然発生的に工場が集積して形成された地域で、府道枚方大和郡山線に沿って、小規模な工場が立地しています。
- ・いずれも、田園または河川と接する形で立地しているため、周辺の田園景観との調和に配慮した景観形成が課題です。

(8) 幹線道路沿道

- ・交野の骨格を形成する国道 168 号と府道交野久御山線などがあり、街路樹・植栽などの整備が進められています。新たに整備された第二京阪道路は長大な構造物であり、それ自体が景観要素となっています。
- ・これら主要な幹線道路の沿道では屋外広告物が立地しており、乱雑な景観となってしまうよう、適正化に向けた対応が課題となっています。

景観の種類



2-3 景観まちづくりの課題

○交野らしい景観のストーリーが求められている

交野市の景観は、特別に際立った特徴があるわけではありませんが、自然、歴史、暮らしなどそれぞれの面で個性のある要素が存在しています。

これらの要素は、かつては地形を土台として歴史の文脈の中で互に関連しながら形成されてきたものです。これらが、現在はばらばらに存在しており、市民の意識の間で関連付けて意識されることもあまりなく、これらの価値や良さも認識される機会が少ないのが現状です。

これらの要素の関係性を紡ぎ直していくことにより、価値を再発見するための、交野らしい景観のストーリー（文脈）づくりが求められています。

○交野らしい景観を、守り、育てる必要がある

交野らしい景観を守り育てていくには、一人ひとりが身の回りの景観の重要性を理解し、暮らしの中のいろいろな場面で景観に配慮した行動をとることが大切です。交野らしい景観のストーリーを共有した上で周囲の景観に注意を向け、今変わりつつある景観を認識し、将来に受け継いでいきたい景観のことを考え、できることから行動に移す必要があります。

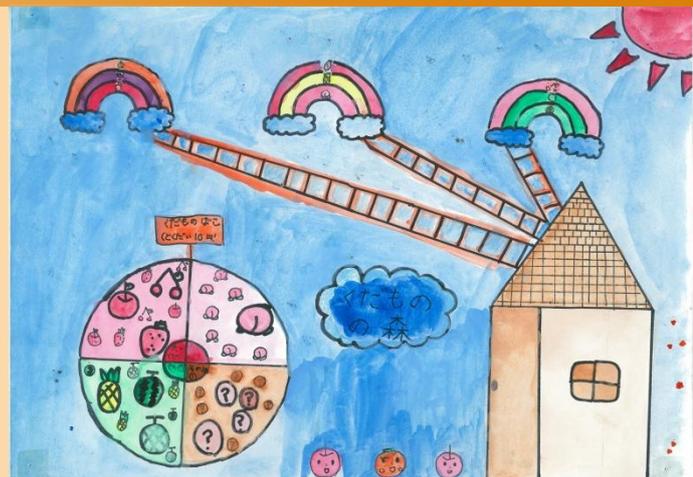
○景観まちづくりの役割分担と担い手確保が必要である

景観まちづくりの中で市民にできること、事業者ができること、行政にできることは、それぞれ異なりますが、どれも景観形成には欠かせません。互いにできることにそれぞれ取り組み、全体として交野らしい景観をつくっていく必要があります。

また、景観に関わる取組についての情報発信をより活発化させ、また個別に行われている景観形成に関する取組をネットワーク化することにより、市の内外からの関心を集め、景観まちづくりへの参加を促し、担い手のすそ野を広げていくことが大切です。



交野の景観がめざすところ





第3章 景観まちづくりの基本理念と基本方針

3-1 景観まちづくりの基本理念

第四次交野市総合計画基本構想「みんなの“かたの”基本構想」では、交野が掲げる市民憲章である「『和』(自然と、文化と、人と)」の精神を受け止め、基本的なものさしとして次のような基本理念が定められています。

**あじわい・なりわい・にぎわい
“みん活”でわいわいと
“かたのサイズ”なまち暮らし**

この中では、「一人ひとりのサイズがつながってまちを形づくる、それが“かたの”サイズ」であること、また「自らをよく知り、味わい、活動し、楽しみながら、みんなで夢に向かって“かたの”の身の丈を大きく」していくという考え方が示されています。

また、交野市都市計画マスタープランでは、「交野らしさ」を活かして次のようなまちづくりの方針が定められています。

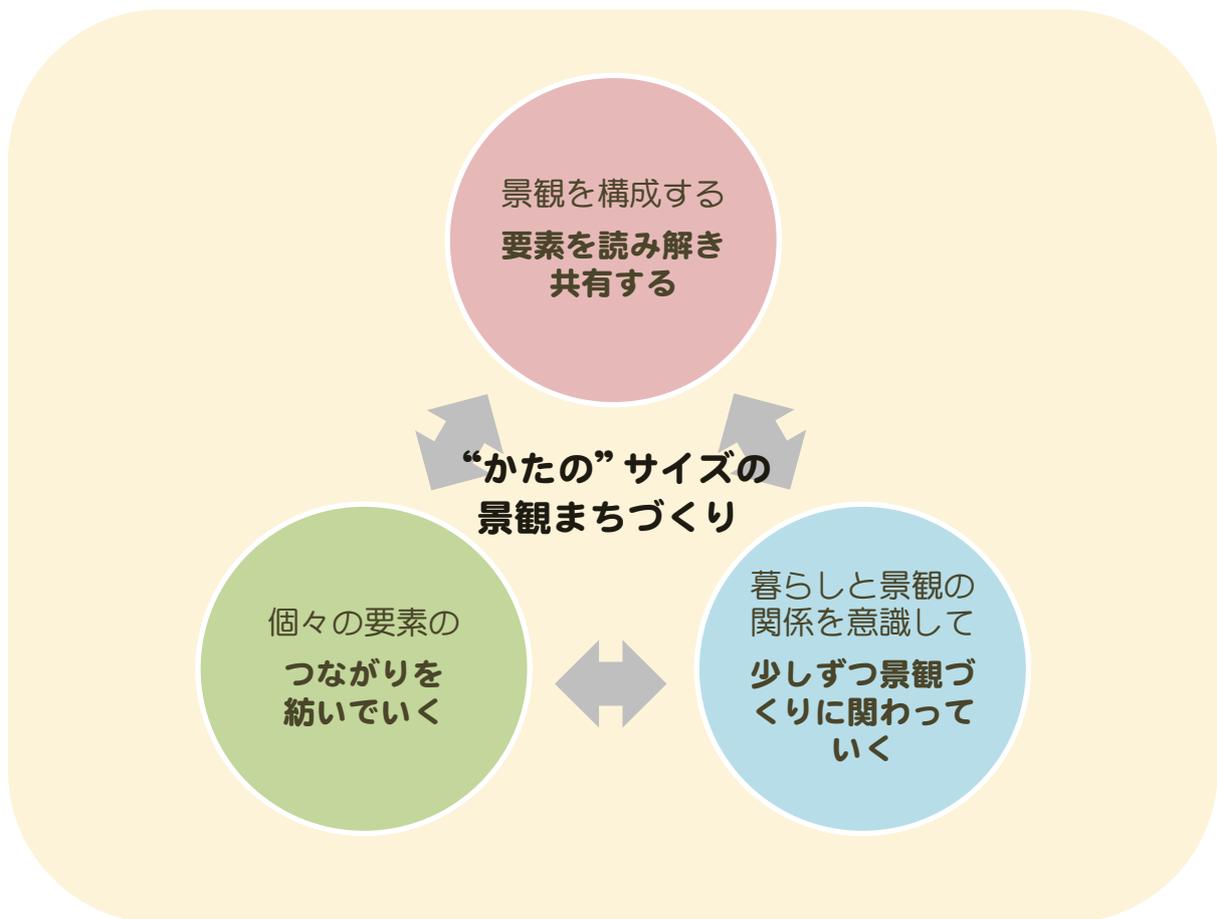
**ひと・まち・くらし みんな生きいき
星のまち☆かたの**

これは、自然・文化・都市環境など交野の素晴らしい資源を見つめ直し、活用することにより、人が交流する新しいまちの魅力が創造され、暮らしてみたい・暮らしつつ感じたいと、生きいきとした都市づくりを目指すものです。

景観まちづくりにおいてもこれらの考え方を継承するものとします。

交野の景観は、身近で豊かな自然、歴史文化、暮らし、にぎわいなどそれぞれに個性のある要素がほどよく存在していることが特徴です。これらの要素は私たちの先人が暮らしの中で自然やまちと関わる中から生まれ、また見出されてきたものでもあります。

こうした今ある要素を大切に、私たちの身の回りの景観が暮らしの営みとつながっていることを意識しながら、個々の要素に対する思いを確認し、それらの関係性を紡いでいくことで“かたの”サイズの景観をつくっていく、そのためにみんなが少しずつ関わっていくことを景観まちづくりの基本理念とします。



景観まちづくりの基本理念

3-2 景観まちづくりの基本方針

景観まちづくりの基本理念に基づき、以下の方針に沿って景観まちづくりに取り組んでいくものとします。

(1) 交野らしい景観を再認識する

交野には、山や里の自然、古墳や遺跡、集落などの歴史、伝統的な生活文化を継承する集落の暮らしや伝説、新しい山の手住宅地での暮らし、駅前や幹線道路沿道でのにぎわいなどそれぞれに個性のある要素がほどよく共存し、そのことが交野らしい景観を形づくっています。

こうした交野らしい景観の要素はさりげなく存在しているため、普段は意識することも少ないのですが、そのよさを見直し、それらが交野らしい景観を形づくる要素となっていることを改めて認識します。

(2) それぞれのまちへの思いを再編集する

それぞれに個性のある交野らしい景観の要素に対する、私たちそれぞれの思いを確認し、その思いを新しい視点でつないでいくことで、これまで気づけなかった交野の魅力を見つけていきます。変えてはいけないものや守るべきものは何か、人々の営みに応じて変わっていくべきものは何かといったことに配慮しながら、まちや景観との関わりを増やしていきます。

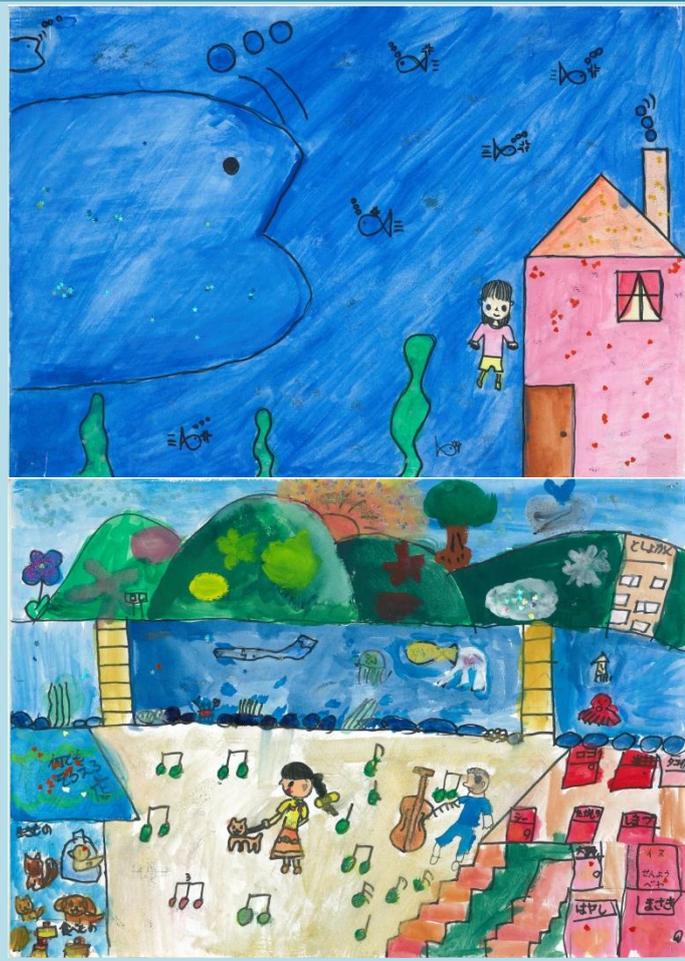
(3) それぞれがそれぞれの立場で取り組む

景観まちづくりは市民、事業者、市という立場の異なる主体がみんなで行っていただく必要があります。

それぞれがそれぞれの立場から持ち味をいかし、担うべき役割を認識しながら、それぞれにできることに取り組んでいきます。さらに、個別の活動とともに、思いを共感する仲間とのつながりや、立場の異なる主体とのつながりづくりを進めながら取組の輪を広げていきます。



交野の景観を育む



第4章 類型別の景観まちづくりの方針

4-1 山地・河川

(1) 基本目標

山なみや河川等の自然に親しみ、魅力を守る

(2) 基本方針

○素晴らしい自然を守る

- ・ 市民に親しまれる魅力的な山なみ景観や河川景観をつくっている、山林や天野川などの河川を保全、育成します。

(具体的な取組)

- ・ 緑豊かな山なみ景観の保全を行うため、大規模な伐採の際には、植樹等による山林の再生を行う
- ・ うるおいのある水辺空間や多様な生物の生息・生育環境を保全する

○自然との調和を図る

- ・ 山地・山麓部、河川沿いの施設は、周辺の自然景観との調和を図ります。

(具体的な取組)

- ・ 山なみの稜線を守るため、規模、形態等に配慮し、スカイライン⁴を分断しない高さに抑える
- ・ 自然景観と調和を図るため、建築物等に使用する仕上げ材等は自然の風合いのものを使用する



○自然との関わりをつくる

- ・ 自然と日常的に親しむことができる環境づくりを進め、自然環境の保全の意識づくりを行います。

(具体的な取組)

- ・ 自然を大切に思う意識を育むため、水辺で親しめるレクリエーション施設やハイキングコースを利用する



⁴ 山なみの輪郭線

4-2 田園・里山

(1) 基本目標

田園、里山が一体となった空間構成が作りだす、
のどかな田園風景を継承する

(2) 基本方針

○景観を支える生業を維持する

- ・ 現在の良好な田園景観を守っていくために、その景観を生み出し支えている生業としての農業自体を維持します。

(具体的な取組)

- ・ 農業を持続するため、農業をやりたい人や農にふれたい人を募り育成する仕組みをつくる

○市民による関わりを増やす

- ・ 田園や里山などの所有者のニーズをふまえ、保全していくための仕組みをつくりま

(具体的な取組)

- ・ 管理の行われていない農地を減らすため、景観面にも配慮しながら未利用農地を市民農園として活用する
- ・ 市民の里山などの管理への意識を醸成する
- ・ 里山等の保全活動を実践する

○計画的な土地利用による周辺景観との調和を図る

- ・ 開発行為等については地域の意向を尊重し、地域づくりの方向性に沿って、周辺地域の景観と著しく不調和とならないよう誘導します。

(具体的な取組)

- ・ 周辺との不調和な土地利用とならないように、計画やルールについて、地権者や周辺関係者が話し合いを行い、今ある景観との調和を図る



4-3 集落地

(1) 基本目標

地域の個性を形成する集落のなつかしさを感じるたたずまいを守り、活かす

(2) 基本方針

○集落のたたずまいを守る

- ・ 集落のたたずまいを整え、生活に密接な関わりを持っている古くからの建物や路地など様々な要素を意識し守りながら、今の集落の良さを保全、継承します。

(具体的な取組)

- ・ 集落の良さを共有するため、将来のあり方、どのように取り組むべきかについて話し合い共有する機会を設ける

○地域らしさを演出する資源を受け継ぐ

- ・ 伝統的な様式の民家、社寺等の建物、まちなみ、街路、石造物、古墳など地域らしさを生みだしている資源を保全、継承します。

(具体的な取組)

- ・ 地域らしさを演出している資源の保全、継承への意識醸成のため、まち歩きを行うなど、大事なものや守るべきものを再認識する機会を設ける

○景観資源を活かしたまちづくりをすすめる

- ・ 日々の暮らしの中で、住民が地域らしい景観資源に気付くきっかけづくりを行い、資源を活かした地域活性化などの景観まちづくりを進めます。

(具体的な取組)

- ・ 地域としての景観まちづくりを進めるため、集落の共有空間などを積極的に地域で管理する
- ・ 住民一人ひとりが景観形成に取り組む意識を育て、景観まちづくりの気運を高める



常夜灯や石垣など、集落に見られる歴史的な資源



昔ながらの建物が軒を連ねる路地

4-4 拠点市街地（各駅周辺）

(1) 基本目標

地域の顔となる魅力的な市街地の景観の核をつくる

(2) 基本方針

○玄関口としてふさわしい空間を整える

- ・ 鉄道駅周辺は人が行き交う空間であるため、地域の玄関口として、訪れる人をもてなす印象的な空間になるよう整えます。



市の玄関口となっている交野市駅

(具体的な取組)

- ・ 玄関口としてふさわしい空間とするため、交通結節点となる人通りの多い空間にゆとりを持たせたり、市役所などのシビックゾーン⁵と一体となったしつらえの整備をする
- ・ たくさんの人が訪れる空間については、人の目に多く触れるため、緑化等による潤いのある空間を形成する

○にぎわいのある駅前づくりを行う

- ・ まちの活気やにぎわいを創出しつつ、魅力あるまちをめざすため、駅前広場やメインストリートではまとまりのある景観を誘導します。

(具体的な取組)

- ・ にぎわいを感じさせる景観づくりのため、駅前広場やメインストリートでは、屋外広告物の大きさや設置位置、色彩のルールを決めるなどして演出をする
- ・ 秩序とにぎわいのある公共空間とするため、違法看板等の簡易除却の強化や周辺の事業者等に対する啓発活動等を行う



交通結節点となっている河内磐船駅

⁵ 市民生活に必要な公共施設が集中する区域

4-5 計画的住宅地

(1) 基本目標

いつまでも住み続けられる、持続可能な住宅地の環境を守り育てる

(2) 基本方針

○良好な住宅地の環境を継承する

- 一定以上の敷地規模や、整然としたまちなみなどがつくり出す、快適な生活環境を継承します。

(具体的な取組)

- ゆとりある環境を維持するため、地域として守るべき要素について話し合う
- 持続可能な住宅地として新たな居住者等を迎えるため、新しいニーズに対応した更新を誘導する



良好な環境が維持された戸建て住宅

○公共空間の維持管理に住民が関われるようにする

- 道路や公園などの公共空間の維持管理に住民が関われる仕組みや機会をつくり出します。



計画的に共有空間等が確保されている集合住宅

(具体的な取組)

- 地域の共有の空間を維持するため、市民が地域の将来のあり方について話し合う機会を設ける

4-6 一般市街地

(1) 基本目標

快適な暮らしを支える住宅地の景観づくりを進める

(2) 基本方針

○市民自らができるところから始める景観づくりを推進する

- ・暮らしの中で、身近な生活景観に目を向け、市民一人ひとりができることから始める景観づくりを推進します。

(具体的な取組)

- ・一人ひとりの活動が生活景観をつくりだすため、軒先の緑化、オープンガーデン⁶の取組など、自分たちでできる取組を進める



○住民による地域の景観づくりを推進する

- ・身近な景観資源や地域らしさへの気づき、地域の将来像の共有、さらにその実現に向けた地域住民の取組を促し、支援します。



(具体的な取組)

- ・市民による市内の様々な所での景観づくりを広げるため、花いっぱい・美しいまちづくり運動等によるまちなかの緑化を推進する
- ・地域の良さ、地域の将来像を共有するため、地域の住民による景観資源の掘り起こしを行う

6 庭先を公開して見ってもらう取組

4-7 工業地

(1) 基本目標

周辺環境と共存する工業地をつくる

(2) 基本方針

○すっきりとしたうるおいのある工業地の景観をつくる

- ・ 建築物や外構のデザインへの配慮や、敷地内の緑化により、周辺の田園景観と調和する景観づくりを行います。

(具体的な取組)

- ・ 工業地に立地する建物は規模が大きく周辺に与える影響が大きいため、敷地際や外構部はすっきりと仕上げる
- ・ 敷地内の緑化などの環境づくりにより、地域の景観にうるおいを与える



通りに面して配置された植栽

○企業による景観まちづくりへの取組を醸成する

- ・ CSR⁷などを通して、地域の景観や豊かな空間を守るべき価値あるものとして継承し、景観まちづくりに取り組む意識を醸成します。

(具体的な取組)

- ・ 市内に立地する企業の果たす役割として、敷地周辺の清掃、緑化活動などを行う



敷地際の樹木が連続して
つくりだす緑豊かな通り

7 企業の社会的責任 (corporate social responsibility)

4-8 幹線道路沿道

(1) 基本目標

まちの軸となる沿道景観を形成する

(2) 基本方針

○魅力的な道路景観づくりを図る

- ・ 季節感のある街路樹やストリートファニチャー⁸の配置などにより、楽しく歩ける空間となるよう景観づくりを行います。

(具体的な取組)

- ・ 沿道を行き交う人にとって心地よい空間を提供するため、街路樹としての植栽の充実をはじめとした沿道景観づくりを行う
- ・ 緑豊かな街路空間の維持のため、身近な道路の維持管理を市民が行う



○連続性のある沿道景観を形成する

- ・ 隣接する建物との調和に配慮した連続性のある沿道景観づくりのため、沿道の建築物や屋外広告物の誘導を行います。



(具体的な取組)

- ・ 多くの人の目に触れる空間の質の向上を図るため、建物の建て方や緑化のルール化、屋外広告物の設置位置やデザインの統一化を図る
- ・ 高速道路は市内を横断する大きな構造物であり、それ自身が後背地から見られる対象となるため、周辺地域からの視線を意識し景観への配慮を行う

8 ベンチ、彫刻、ゴミ箱など、公共空間に設置される施設



景観まちづくりに取り組む





第5章 景観まちづくりの推進

第5章では、第3章で示した景観まちづくりの基本理念と基本方針および、第4章の類型別の景観まちづくり方針を踏まえ、景観まちづくりを推進するにあたり、役割分担や取組の考え方、推進方策などを示します。

5-1 景観まちづくり推進の基本的な考え方

(1) 市民、事業者、行政それぞれの立場に応じた役割

景観まちづくりは、交野に住み、働き、学ぶ市民、市内で事業を営んだり開発事業などを行う事業者、景観づくりの枠組みをつくり公共事業を担う行政が協働で取り組んでいくことが必要です。

交野にふさわしい景観まちづくりを進めていくためには、まちづくりに関わる市民、事業者、行政のそれぞれが、景観まちづくりの基本方針を共有しながら、各自の役割を果たし、協働しながら景観まちづくりを進めていくことが大切です。

1) 市民の役割

- 市民は、自らが住まい、あるいは事業を営む建築物のひとつひとつが、景観の要素となっていることを認識し、その維持・管理を積極的に行い良好な状態を保つよう努めましょう。
- 「自らが担い手」となって、身近な場所から景観まちづくりに取り組むなど、できることから楽しく一歩を踏み出しましょう。

2) 事業者の役割

- 事業者は、事業所周辺の清掃や緑化などの取組が、その周辺の景観を豊かなものにし、地域の景観づくりに貢献するだけでなく、企業イメージを高めることにもつながることを認識しましょう。
- 事業活動等の実施にあたっては、地域の景観がより良いものとなるよう、先導していく気持ちで取り組みましょう。

3) 行政の役割

- 市は、景観行政団体として、景観に関わる施策の枠組みをつくり、関係機関との調整を図りながら、総合的な景観施策の推進に努めます。また、市民・事業者への啓発・情報発信を進めることにより意識の向上を図るとともに、景観形成の主体となる市民や事業者などによる景観活動を支援するなど、協働による景観形成を推進します。
- 公共施設の整備にあたっては、景観上の役割を認識した上で、市域の景観まちづくりの先導的役割となるよう積極的に取り組んでいきます。

(2) 景観まちづくり推進に向けた3つの取組レベルの設定

私たちがまちとの関わりを意識しながら暮らし、身近な景観をよくしていくことから始め、取組を広げ、まちへの愛着と誇りを育てていくことが、景観まちづくりにつながります。

こうした景観まちづくりを広げていくためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、協働で取組を進めることが必要です。

「全市域レベル」「地区レベル」「個別敷地レベル」の取組レベルを考え、それぞれのレベルに応じた景観まちづくりを推進していきます。

1) 全市域レベル「全市における景観まちづくり」

- 市民は、景観まちづくりの主役です。市域の景観を守り、育み、次代に引き継いでいくためには、一人ひとりが意識を高め、景観まちづくりの取組を継続的に進めていくことが大切です。
- 市は、交野の景観を守り、育むために市民・事業者の意識啓発を図るとともに、景観資源の保全・活用や大規模な建築物等を対象とした届出制度の実施などにより、全市域における景観意識の底上げを図ります。

2) 地区レベル「地区で重点的に行う景観まちづくり」

- 市民は、自らが住むまちなどにおいて、良好な景観を守り、またより良くしていくために、地区の居住者や地権者の理解を得た上で自ら景観に関するルールを定めることができます。こうした取組では、住民自らが景観まちづくりに関わる課題を認識し、地域らしさや目指すべきまちなみなどを共有しながら進めていくことが大切です。
- 市は、交野の景観を特徴づける歴史・文化的景観を有する集落や、まちの顔となる地区において景観まちづくりを進展させていくため、重点的に景観形成を進める必要がある地区を定め、地区の特性に応じた積極的な景観形成を図ります。

3) 個別敷地レベル「できるところから始める景観まちづくり」

- 市民や事業者は、「自らが担い手」となって、日々の暮らしや活動を通じて、良好な景観まちづくりに関わっていくという意識を持つことが大切です。身近な通りやまちかどへの緑化や美化などの他、地域に古くからある建物や樹木などを大切に守っていくなど、身近にできるところから始めましょう。
- 市は、こうした取組に対する支援を行います。

5-2 市民、事業者による景観まちづくりのすすめ

個々の住宅や店舗などの敷地は、まちの景観を構成する最も小さな単位です。まちの景観をより良いものにする第一歩は、これらの建物や敷地を魅力的にすることです。

一軒の建物や敷地から、数件の建物につながり、これらが通りや街区に広がっていけば、まちの景観も変わっていきます。「個人（自分）」でできることを「仲間」に広げ、さらには「地域や集落」に繋げていくことが、交野の景観まちづくりの重要なテーマです。

(1) 自分たちでできること

《建物・敷地でできる演出を考えてみましょう》

○自分の建物や敷地でできることを考えよう

- ・道路から見える建物や敷地外周の敷ぎわ空間は、まちなみをつなぐ重要な空間です。見る、見られる関係を意識して、家の軒先や敷地の道路に面した空間を使って、できることから始めてみましょう。

《やってみよう、こんな取組》

- ・軒先や敷ぎわの敷地を使って植栽や花壇を配置したり、季節に応じて植栽を換えてみましょう。
- ・ご近所と協力してオープンガーデンに取り組みましょう。
- ・敷地内や敷地周辺の整理整頓や清掃に取り組みましょう。



軒先を緑で飾るイメージ

○自分の店舗の軒先でできることを考えよう

- ・店舗の軒先は、商品を飾り、来店者をおもてなしする空間です。それと同時に、店舗と隣接するまちなみをつなぐ重要な空間です。店舗の軒先や敷地の道路に面した空間を使い、おもてなしする気持ちで、できることから始めてみましょう。

《やってみよう、こんな取組》

- ・季節感を表す商品陳列やおもてなしの演出に取り組みましょう。
- ・優れたデザインの広告物の配置や店舗の軒下空間の整理整頓、清掃に取り組みましょう。



軒先の花飾りイメージ

(2) 仲間でできること

《公共の施設や身近な場所でできることを考えてみましょう》

○近所の公園や緑地などを活用することを考えよう

- 住まいの近くやまちなかには、市民が利用できる公園や緑地などが整備されています。それらの使い方などを地域の人たちと一緒に考えて、だれもが楽しく、安心して利用できるものとし、身近な空間を活用した誰もが参加できる楽しい活動に取り組んでみませんか。

《やってみよう、こんな取組》

- 自分たちのまちにある公園や緑地について、使い方や活用のしかたなど、地域の人たちで話し合ってみましょう。
- 公園や緑地を気持ちよく利用するために、地域の人たちで協力して、花や緑の飾りや、清掃活動などを企画して、実際に取り組んでみましょう。



身近な場所への花飾りイメージ

○商業地の共用施設を維持・管理する

- 商店街などの商業地には、共同で維持管理する街路灯やサインなどの看板等の共用施設があります。こうした施設の維持管理が行き届いていると、訪れる人も快適に買い物できるなど、気持ちよく利用できます。

《やってみよう、こんな取組》

- 各店舗が協力して、街路灯やサインなどの維持管理に取り組みましょう。
- 商店街や商業地を気持ちよく利用するために、各店舗や事業者が協力して、花や緑の飾りや、清掃活動など、共用空間を気持ちよく利用できる演出を企画して、実際に取り組んでみましょう。



軒下のにぎわいづくりイメージ

(3) 地域（地区）でできること

《地域で取り組むまちなみづくりを考えてみましょう》

○まちなみづくりのルールを考えよう

- 地域の住宅地や商業地など、望ましいまちの将来像などを話し合い、その地域独自でまちなみづくりのルールを定め、お互いがルールを守っていくことで、より良い景観まちづくりにつながります。
- 自分たちのまちを、「近い将来こんなまちにしたい」といった、まちの将来を話し合いながら、まちなみを良くする具体的な取組や「まちなみづくりのルール」などについて話し合ってみてはどうでしょうか。

《やってみよう、こんな取組》

- 自分たちの住むまちや商業地をもっとよく知るために、まち歩き（タウンウォッチング）を実施して、自分たちのまちの姿を再確認しましょう。
- すでにルールを定めて景観まちづくりを行っている先進地などについて学びましょう。
- 望ましいまちの姿をつくるためのルールについて話し合みましょう。



まち歩きのイメージ

【市民・事業者が主体となって進める景観まちづくりに活用できる支援制度】

- 景観まちづくりにこれから取り組もうとする地域や団体に対して、専門的なアドバイス等ができる景観まちづくり専門家派遣制度を用意しています。
- 地域住民自らがまちなみを守り、育むためのルールを担保する仕組みとして、景観まちづくり協定制制度や景観協定制制度、地区計画制度があります。

5-3 行政が進める景観まちづくり施策の枠組み

市民、事業者、行政がそれぞれの立場において役割を発揮しながら、協働のもとで景観まちづくりを推進するために、行政が取り組む施策を示します。

景観まちづくりでは、市民一人ひとりが「景観」に対する意識を高めることが重要です。意識が高まれば、自ずと景観まちづくりの取組につながります。このため、市民、事業者、行政職員の意識「啓発」に取り組めます。また、こうした取組と連携して、さらなる積極的取組が生み出されるように、景観まちづくりの取組を促進するための「誘導」の仕組みを導入します。そして、これら景観まちづくりの基盤というべき市域全体の景観を対象として、守るべき最低限の景観を担保する「規制」を定めます。

(1) 施策の枠組み

1) 景観への意識を高める「啓発」

- 市民や事業者、子どもから大人まで、景観に対する興味を持ってもらい、景観まちづくりへの意欲を高めてもらうことができるように、本市の良好な景観資源に係わる情報を広く発信するとともに、景観の良さを学び、共有できる取組を進めます。

○景観まちづくりへの理解を高める

- 市民や事業者が自ら取り組んだ景観まちづくりの活動を広報紙での特集や連載紹介、ホームページや印刷物等を使って、広く市民に紹介します。
- 本市の良好な景観資源や風景を知ってもらい、景観まちづくりへの理解を生み出していくツールとして、交野景観ガイドブック等を作成します。

○景観まちづくりのための担い手を育てる

- 子どもたちや学生が交野の景観について学び、知るための景観教育に取り組むとともに、普及・啓発のためのツールづくりに取り組めます。
- 市民や事業者が景観を知る、学ぶことができる機会づくり（景観ウォッチングや地域のご自慢マップづくり等）の取組を支援します。
- 市民や事業者の機会づくりのための取組等の企画、取組運営を「かたの景観まちづくり会議」が主体となって取り組めます。また、こうした取組の企画、運営に参加する市民や事業者が、地域での景観まちづくりの担い手となるよう、情報交流や活動支援を展開していきます。

○景観まちづくりに向けて情報を共有・発信する

- 市民、事業者、行政が景観まちづくりのために、意識を共有し交流する取組として、シンポジウムやフォーラムを開催します。

2) 景観まちづくりの取組を促す「誘導」

- ・ 市民や事業者が積極的に景観まちづくりに取り組むことができるように、景観まちづくり意欲を高めるような誘導の仕組みを整えます。景観まちづくりが具体化しつつある地域や地区に対して、専門家派遣等の支援を行うなど、積極的な支援を行います。

○景観まちづくり協定及び景観協定の締結を促進する

- ・ 「景観まちづくり協定」及び「景観協定」の締結を促進するため、市民主体による、まちなみ景観形成のルールづくりの取組に係る支援を行います。また、取組主体の要請により、景観まちづくりの専門家を派遣します。

○「交野まちなみ景観賞」による表彰制度を創設する

- ・ 市民や事業者による景観まちづくり活動において取り組まれた活動やその活動により美しくしつらえたまちなみや、優れたデザインにより建設された建物などを対象にした表彰制度として、「交野まちなみ景観賞」を創設します。この制度は、市民や事業者からの推薦を募り、優れた案件に対して表彰を行うものです。こうした表彰制度により、景観まちづくりへの意識の醸成と、景観形成の促進を図ります。

○公共事業による景観形成を進める

- ・ 公共事業は一般的に規模が大きく、景観に与える影響が高い施設です。景観形成を先導する役割もあることから、景観形成に重要な公共施設の整備に関する事項を定め、より積極的な景観形成を図ります。

3) 景観形成を担保する「規制」

- ・ 交野の景観の良さを守っていくために、最低限必要となる事項を「規制」として定めます。

○大規模建築物等の景観形成基準を運用する

- ・ 「交野市景観まちづくり条例」を改正し、景観法に基づく大規模建築物等の景観形成基準を定めて運用します。

○景観等形成重点地区の指定を進める

- ・ 景観形成に向けた取組の熟度が高まった地区や合意形成が図られる地区に対して、重点的に景観形成を図る地区として「景観等形成重点地区」を指定します。より積極的な担保を行う場合には、都市計画法や景観法に基づく仕組みを活用し、法令による地区指定を行います。
- ・ 地区指定以降も継続的なまちづくりが進められるように、取組状況に応じた支援等を行います。

○景観等形成建築物・景観重要建造物、景観重要樹木等の指定を進める

- ・ 地域の自然、歴史、文化などからみて、外観に景観上の特徴があり、良好な景観を形成していくために重要な建築物や、地域のシンボルとして親しまれ、景観形成を先導する役割を果たしている建築物について、建物所有者や地権者の同意のもとで指定を行い、保全を図ります。

○屋外広告物規制による景観形成を進める

- ・屋外広告物は、必要な情報提供やまちのにぎわいや活力をもたらす役割を持つと同時に、まちの景観の重要な要素です。屋外広告物の掲出にあたっては、市民、事業者、行政の協力のもと、美しいまちなみ、沿道景観の創出に向けて、建築物や工作物と併せて一体的な景観形成に取り組んでいきます。

景観施策の枠組み

	景観への意識を高める「啓発」	景観まちづくりの取組を促す「誘導」	景観形成を担保する「規制」
	意識啓発と担い手づくり	取組意欲を引き出すしかけと支援	行為の制限
全市レベル 	○景観まちづくりに向けた情報発信	○公共事業による景観形成（魅力的な景観形成を先導） ○「かたのまちなみ景観賞」による表彰制度の創設	○大規模建築物等の景観誘導（景観法に基づく条例による建築物、工作物、開発行為等の行為制限） ○屋外広告物規制による景観誘導（屋外広告物条例による広告物の規制誘導）
地区レベル 	○景観まちづくりのための担い手育成	○景観等形成重点地区の指定に向けた取組支援 ○景観まちづくり協定・景観協定の締結に向けた取組支援 ○景観まちづくりの専門家派遣	○景観等形成重点地区の指定（景観法に基づく条例による建築物、工作物、開発行為等の行為制限）
個別敷地レベル	○景観への理解を高める啓発活動		○景観等形成建築物・景観重要建造物等の指定

(2) 景観まちづくりに向けた推進体制

○市民活動団体やNPO法人と連携する

- 市域において景観まちづくりに関係する取組を実施している市民団体やNPO法人⁹等との協働の取組を積極的に行います。また、これから活動を始めようと考えている団体等のために、気軽に情報収集や相談等ができる窓口等を設けます。

○近隣自治体と連携する

- 近隣自治体との情報交流に努めるほか、市域界付近の公共施設整備に関する景観形成上の調整を図ります。

○景観まちづくりの総合的な推進に向けて関連部署と連携する

- 市民や事業者が取り組む景観まちづくりへの活動を促進し総合的に支援を図るために、都市計画や開発等を所管する部局、農地や山林及び市域の環境を所管する部局、生涯学習や学校教育等を所管する部局及び、市民活動や広報等情報発信を所管する部局など、関連する部署との円滑な情報交換や連携による取組を推進します。

5-4 景観計画の区域

計画の対象区域

市全域を計画の対象とし、景観法に基づく景観計画区域とします。

5-5 大規模建築物等の景観誘導

(1) 大規模建築物等の景観誘導の考え方

大規模建築物等は、山なみや周辺景観に大きな影響を及ぼします。建築物の配置、規模、意匠、材質、色彩については、周辺地域の状況や特性に配慮し、周辺景観と調和のとれたものにする必要があります。

(2) 建築物等の景観形成基準

1) 届出対象行為

- ・ 景観計画区域における届出対象行為は、以下のとおりとします。

行為の種別	対象規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の高さが 12m 以上、または地上 4 階以上（地階を除く）のもの ・ 建築面積が 300 m² 以上のもの <p>ただし、以下に該当するものは、交野市デザイン委員会において検討するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の高さが 18m 以上、または地上 6 階以上（地階を除く）のもの ・ 建築面積が 1000 m² 以上のもの

2) 景観形成基準

	対象	景観形成基準（大規模建築物誘導基準）
敷地	空地の配置・意匠	・ まちなみにゆとりとuringおいを創出するよう工夫する。
	敷ぎわの形態・意匠	・ 周辺のまちなみや山なみに配慮し、敷ぎわに緑を適切に配置する。 ・ 地域の特性を踏まえ、敷地や建築物の見え方に配慮する。
	屋外付帯施設	・ 周辺環境を阻害せず、建築物や周辺のまちなみとの調和に配慮する。 ・ 駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽などにより修景し、又は建築物若しくは塀と一体化するなどにより、目立たないような工夫をする。
建築物	建築物の形態・意匠	・ 地域の特性を踏まえ、周辺のまちなみとの調和に配慮する。 ・ 全体として、まとまりや表情を持つ工夫をする。
	低層部の形態・意匠	・ 周辺のまちなみとの連続性を出す工夫をする。 ・ 道路に面する外壁の後退により、快適でゆとりのある空間を創出する工夫をする。
	バルコニー・屋外階段の意匠	・ バルコニーは、繁雑に見えない工夫をし、まちなみに配慮する。 ・ 屋外階段は、建築物との調和に配慮する。

	外壁の材料・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性を踏まえ、周辺のまちなみとの調和に配慮する。 ・時間の経過によって劣化しにくい材質を用いるよう努める。 ・色彩は＊別表の色票を参考にすること。
付帯設備等	屋上付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・目立たないよう配置・意匠を工夫する。 ・高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化する等により、目立たないような工夫をする。 ・屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化する等により、目立たないような工夫をする。
	外壁付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物との調和に配慮し、配置・意匠を工夫する。 ・エアコンの室外機は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、または、建築物と一体化する等により、目立たないような工夫をする。
緑化	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の緑と連続性をもたせ、地域の特性に応じた緑の演出を工夫する。 ・豊かな緑を維持するために、あらかじめ樹木の成長や管理方法を考えて計画する。
屋外広告物	屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の形態意匠や規模を考慮し、必要最小限の大きさ個数とする。 ・建築物又は設置する場所と一体的なデザインを施す。 ・建築物の外壁に調和し、安全で耐久性のある材質を使用する。 ・複数設置する場合は、統一感を持たせること。 ・表示する情報量の整理に努める。 ・色数は極力少なくし、色彩はコントラストの強い配色を避ける工夫をする。 ・夜間景観に配慮し、照明の数量や光源の見え方にも配慮する。 ・原則として、掲出する広告物は自家用とする。

(3) 工作物の景観形成基準

1) 届出対象行為

- ・景観計画区域における届出対象行為は、以下のとおりとします。

行為の種別	対象規模
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが 12m 以上のもの ・築造面積が 300 m² 以上のもの ※
<ul style="list-style-type: none"> ○製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ・汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの ○その他の工作物 	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが 12m 以上のもの ※

※ただし、高さが 18 m 以上のものは、交野市デザイン委員会において検討するものとする。

<注>「工作物」とは、土地若しくは建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち建築物並びに広告物及び広告物を掲出する物件以外のもので、次のものをいう。

- ・煙突、塔、高架水槽その他これらに類するもの
- ・橋りょう、高架道路高架鉄道、その他これらに類するもの
- ・製造施設、貯蔵施設、水道、電気等の供給施設、ごみ等の処理施設その他これらに類するもの
- ・野球場、庭球場等の運動施設、遊園地等の遊戯施設その他これらに類するもの
- ・道路又は公園に設置される公衆電話所、バス停留所、標識、照明灯（道路又は公園の管理者が設置するものを除く。）、変圧塔、アーチ、アーケード、モニュメントその他これらに類するもの
- ・擁壁、護岸、堤防その他これらに類するもの
- ・垣、柵、塀、門その他これらに類するもの
- ・駐車場、自動車ターミナルその他これらに類するもの
- ・装飾灯、記念塔、アンテナ等（高さが 4メートル以下のものを除く。）

2) 景観形成基準

対象	景観形成基準
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性を踏まえ、周辺のまちなみとの調和に配慮する。 ・全体として、まとまりや表情を持つ工夫をする。
外観の材料・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性を踏まえ、周辺のまちなみとの調和に配慮する。 ・色彩は*別表の色票を参考にすること。
敷地内の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内には緑を適切に配置する。 ・山なみの緑に配慮し、敷ぎわに緑を適切に配置する。

(4) 土地の現状変更行為の景観形成基準

1) 届出対象行為

- ・ 景観計画区域における届出対象行為は、以下のとおりとします。

行為の種別	対象規模
土地の区画形質の変更、土地の開墾、土砂の採取、鉱物の掘採、木竹の伐採	500 m ² 以上の行為

2) 景観形成基準

景観形成基準
<ul style="list-style-type: none">・ 現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにする。・ 行為の結果生じた法面はゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を行う。・ 擁壁は周辺の景観と調和した形態及び素材とし、緑化や化粧ブロック等により景観上の配慮を行う。・ 計画地の中に優れた樹木・樹林がある場合は、できる限り保存または移植し、計画にいかす。・ 土砂の採取、鉱物の掘採、木竹の伐採等は、道路等の公共の場所から目立たない位置及び規模とする。・ 土砂の堆積や物品の集積または、貯蔵の際は、周囲から見えないように高さを抑え、行為地周辺に連続した緑化を行い遮蔽する。

5-6 景観等形成重点地区の指定の方針

○景観等形成重点地区の指定の方針

- ・ 景観形成に向けた取組の熟度が高まった地区や合意形成が図られる地区について、下記の考え方にに基づき、重点的に景観形成を図る地域として「景観等形成重点地区」を指定します。なお、さらに積極的な景観形成が必要となる地区においては、地区関係者の合意のもと、景観法に基づく地区に指定します。

- ①交野らしい良好な景観の特徴を有する地域
- ②交野の顔となる場所において、施策上又は先導的効果が高い場所
- ③良好な景観を形成する上で、重点的に景観形成を図る必要があると認められる地域

5-7 景観資源の保全と活用の方針

○景観重要建造物の指定の方針

- ・ 公共空間から望見でき、以下に示す項目に該当する建造物について、所有者の意見を聴き、合意を得たうえで、景観重要建造物として指定します。

- ①地域の歴史や文化が形態意匠に色濃く表れている建造物
- ②形態意匠に一定の様式美があり、地域のシンボルとして親しまれている建造物
- ③地域の景観形成を先導する役割を果たしている建造物

○景観重要樹木の指定の方針

- ・ 公共空間から望見でき、以下に示す項目に該当する樹木について、所有者の意見を聴き、合意を得たうえで、景観重要樹木として指定します。

- ①地域の歴史・文化的な資産として、価値がある樹木もしくは樹木群
- ②地域のシンボルとして親しまれ、地域の景観を特徴づけている樹木もしくは樹木群

5-8 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する方針

○屋外広告物の表示および掲出に関する基本事項

- ・ 景観計画区域においては、当該区域の景観形成方針に基づき、幹線道路沿道や山なみへの眺めに対して重要な配慮を要する屋外広告物について、その表示および、掲出物件の設置に関する規制誘導の方針について検討します。
- ・ 幹線道路沿道においては、沿道のまちなみや農地などの今ある景観との調和に配慮し、建植広告物等の屋外広告物の表示および掲出に対して規制・誘導を行います。

5-9 公共施設による景観形成

○良好な景観の形成に重要な公共施設の整備に関する事項

- 景観計画区域内の道路、河川、都市公園などの公共施設は、まちの骨格を形成し、良好な景観の形成に重要な施設であることから、景観形成に重要な公共施設について整備に関する事項を定めます。

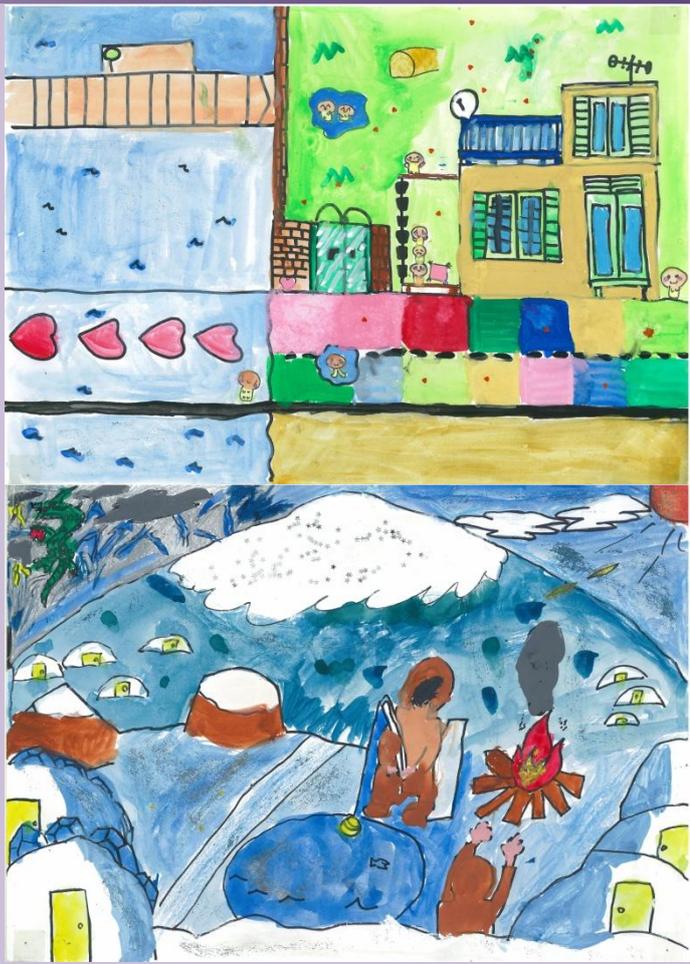
別表) 外観または外壁色彩 参考色票

	無彩色	赤 1R~3R未満	黄赤 9R~7YR未満	黄 7YR~3Y未満	黄緑 9Y~8GY未満	緑 8GY~2.5BG未満	青緑 2.5BG~2B未満	青 2B~4PB 4PB~3P	青紫 3P~3P	赤紫 9P~1R
背景色										
建築物等の屋根	N5									
	N4									
建築物等の壁 ・門扉等 ・塀、擁壁等										
	N6									
市街地										
	N7									
舗装 ・玄関アプローチ ・駐車場等 ・敷きわ										
	N9									
その他 ・鉄塔、電柱、照明柱の類 ・柵等 ・電話ボックス 他										
	N8									

※ 色票の下の記号は、JIS修正マンセル基色系による色の近似値。
 ※ この一覧表には伝統的な自然素材の色は含めていない。原則として、
 伝統的な自然素材の色は望ましい色にかなうものとする。



参考



参考資料

検討経過

かたの景観まちづくり会議において、市内の景観の現状を踏まえ、景観資源と課題の整理や、より良い景観をつくりだすために市民にできることなどについて意見交換を行いました。

これらの意見を参考にしながら、計画案を検討しました。

〈かたの景観まちづくり会議の開催経緯〉

会議名	日時	主なプログラム
第1回	平成24年 5月25日(金)	• 交野市の景観の現状について意見交換
第2回	平成24年 8月2日(木)	• 市内の「好きな景観」「改善すべき景観」の紹介 • 3つのテーマ(①市街地②山地・農地・集落③住宅や団地)で持ち寄った写真等を使い意見交換(グループワーク)
第3回	平成24年 9月11日(火)	• 現地視察 • 景観資源、景観の課題を整理(グループワーク)
第4回	平成24年 10月17日(水)	• 3つのテーマごとに、「好きな景観」を守り・創る方法、「問題となっている景観」を改善する方法について意見交換(グループワーク)
第5回	平成25年 1月25日(金)	• 講演「市民ができる景観まちづくり」 • 意見交換 • 事務局からの報告(交野市景観まちづくり計画(素案)について)
第6回	平成25年 3月22日(金)	• 市民ができる景観まちづくりのアクションについて意見交換(グループワーク) • 発表、意見交換

※裏表紙のキャラクターは、交野市産業PRキャラクター『おりひめちゃん』と交野市星のまち観光協会観光キャラクター『星のあまん』です。

※各扉ページの絵画は、平成24年度に交野市星田小学校4年生の児童のみなさんが、「わたしたち・ほくたちが暮らす交野～こんなまちに住みたいな～」と題して描いた作品です。

※本計画書の写真は、平成23年度に市民のみなさまから募集した、普段から気に入っている場所などを撮影した「まちなみ写真」です。

交野市景観まちづくり計画

発行 平成26年4月

交野市 都市整備部 都市計画課

編集 株式会社地域計画建築研究所

〒576-8501 大阪府交野市私部1丁目1番1号

TEL 072-892-0121

